



中型免許取得ご希望の方へ



今すぐ

あなたの運転免許証をご確認ください

運転免許証の「他」の欄の日付はあなたが普通免許を取得した日付となっています。この日付が平成19年6月1日以前であれば、6月2日の道交法改正により、自動的に**中型(8t限定)免許**になっています。 1

1 車両総重量8t未満、最大積載量5t未満及び乗車定員10人以下に限定した中型自動車を示します。



最大積載量	車両総重量	区分	乗車定員	
			11人	30人
6.5t	11t	大型	普通	大型自動車
5t	8t	中型	普通	中型自動車
3t	5t	普通	普通	普通自動車

左図をご覧ください。あなたが普通免許を取得されたのが、平成19年6月1日以前であれば、 青色点線の範囲

の自動車を運転することが出来ます。(いわゆる中型8t限定)

 赤色実線範囲の中型自動車を運転したい方は、中型自動車教習(16時限・料金183,575円)を受けるのではなく「中型(8t)限定解除審査」を受けていただくことになります。 2

短時間・低料金!

2 ただし、手続きは年齢20歳以上、普通免許を受けていた期間が2年以上の方に限ります。

限定解除(審査)の内容は次のとおりです

① 「中型8t限定」を解除する場合(普通免許がMTの方)

教習時限(最短)

5 時限(1日2時限まで)

料金(税込)

75,575 円

合格されますと……

車両総重量11t未満
最大積載量6.5t未満
乗車定員29人以下 } の中型自動車を運転することが出来ます。

② 「中型8t・AT限定」の両方を解除する場合(普通免許がAT限定の方)

教習時限(最短)

9 時限(1日2時限まで)

料金(税込)

104,375 円

合格されますと……

中型自動車はもちろん、普通自動車もMTを運転することが出来ます。